

議員提出第 11 号

令和 6 年 12 月 20 日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 増田 望三郎

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県県民文化部長

私立高校への公費助成に関する意見書

私立高校は独自の建学の精神に基づき個々の生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げています。しかしながら、私学助成の補助金は一定の前進はみられるものの、生徒急減期の現在においては、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっています。

平成 22 年度から高等学校等就学支援金制度により、私立高校に通う生徒にも就学支援金が支給されることになりました。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差、全額無償の地域もあるなかでの地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私立高校は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。

よって、公教育の一翼を担う私学振興のためにさらなるご理解ご支援を賜りたく、下記事項を実現されるよう要望する。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度を拡充するとともに経常費補助を増額すること。
- 2 私立高校の教育条件改善のため、施設・設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため、学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県県民文化部長

宛て

長野県安曇野市議会議長 松枝 功